

I T企業オフィス開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、エネルギー価格・物価高騰等の影響を受け、地方進出の動きに足踏み状態が見られるI T関連企業に対し、本県への誘致を推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) I T関連企業

別表第1記載の企業

(2) 県内物件

I T関連企業とビルオーナーが締結した賃貸借契約書等記載の物件

(3) 引渡し日

I T関連企業とビルオーナーとの賃貸借契約書等記載の県内物件の引渡し日

(4) 事業開始日

事業の開始に必要な改修工事や什器類・機器等の搬入が全て終了し、県内の支店・事業所等として実際に業務を開始する日

(補助対象企業)

第3 この補助金は、県が本県への立地を働きかけている企業であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当し、第4第2項に掲げる指定通知を受けたI T関連企業（以下、「指定企業」という）を対象とする。

(1) 引渡し日が、令和7年3月14日以降であること

(2) 雇用創出等により本県経済への寄与が見込まれること

(3) 事業計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成二十九年法律第四十号、以下「地域未来法」という。）第13条第4項に基づく新潟県の承認を受けている又は承認を受けることが見込まれること。

(補助対象企業の指定)

第4 第3の指定を受けようとするI T関連企業は、補助対象企業指定申請書（別記様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の指定申請書が提出された場合には、指定の適否を決定し、その結果を補助金対象企業指定通知書（別記様式第2）により当該企業に通知するものとする。

(指定内容の変更)

第5 指定企業は、補助対象企業指定申請書及び添付書類に記載された事項について変更

が生じた場合は、速やかに指定内容変更承認申請書（別記様式第3）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 なお、前項の変更が軽微なものについては、知事の承認を要しない。

（事業開始届）

第6 指定企業は、事業開始後速やかに事業開始届（別記様式第4）を知事に提出するものとする。

（補助対象経費及び交付額）

第7 補助対象経費及び交付額は、別表第2及び別表第4に基づき、事業開始における合理的な範囲内において知事が定める。

（交付申請）

第8 指定企業は事業開始日から30日以内、または、指定を受けた年度の2月20日（以下、「申請期日」という）のいずれか早い日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第5）に指定企業が補助対象経費の支払いを行ったことを証する書類を添えて知事に提出するものとする。

（交付決定）

第9 知事は、第8の書類の提出があった場合において、書類検査及び現地調査を行い補助金の交付申請の内容を確認の上、交付すべき額を確定したのち補助金を交付するものとする。

（交付条件）

第10 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助金に係る県の検査や報告に協力すること

(2) 補助金の交付対象企業が次のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付決定の取り消し等)

第 11 知事は、補助金の交付を受けた企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 給付金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき
- (3) 本県に立地後、5年を経過せずに撤退したとき
- (4) その他知事が必要と認めたとき

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、別表第 3 に定めるとおり補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補助金の経理)

第 12 補助金の交付を受けた企業は、当該事業の経理について他の経理と明確に区分し、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び全ての証拠書類を備え、当該事業が完了した年度の翌年度から 5 年間、知事の要求があったときは閲覧に供せるよう保存しておくなければならない。

(その他)

第 13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 改正後の規定は令和 8 年 4 月 1 日以降に補助対象企業の指定申請があった企業について適用する。但し、第 7 別表第 4 及び第 9 については、従前の例によらず、令和 8 年 3 月 31 日までに指定を受けた企業にも適用する。

別表第1（第2関係）

対象企業
<p>県内に事業所がない企業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 情報通信業（放送業除く）に属する企業</p> <p>イ コールセンター業に属する企業</p> <p>ウ 顧客からの委託を受けて、人事、総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供する企業</p> <p>エ 自社の人事、総務又は会計などの事務管理やカスタマーサービス等の複数部門の事務処理又はデータ処理に係る業務を集約し、コンピュータ等の情報技術を用いて、一括して処理を行おうとする企業</p>

別表第2（第7関係）

補助対象経費	内容	補助率	補助対象経費上限額	交付上限額
対象事業所に係る内装工事費	間仕切り、電気工事（OA床改修含む）、セキュリティ関係整備、WI-FI整備等業務上必要な工事に関する費用（税抜）	補助対象経費の1/2以内	3,000万円	1,500万円
対象事業所に係る什器類・機器等購入費（事業開始後1年後までに採用・転勤する社員が使用する見込み分）の費用（税抜）	・執務用の椅子机、社員用ロッカー、キャビネット、パーテーション等 ・執務用のPC、PC周辺機器・付属品、モニター、サーバー、複合機等			
対象事業所に係る事務所関連の運送費	本社等からの物品運送費（税抜）			

別表第3（第11関係）

	返還額
第11 第1項 (3)	事業開始日以後3年を経過せずに撤退した場合は交付額の全額、事業開始日以後3年を経過し5年を経過せずに撤退した場合は交付額の半額
第11 第1項 (1)(2)(4)	別に知事が定める額

別表第4（第7関係）

補助対象経費の期間	
別表第2による申請者の行う内装工事費	令和8年4月1日から令和9年2月20日までに支払いが完了し、かつ、竣工するもの
別表第2による什器類・機器等購入費	令和8年4月1日から令和9年2月20日までに支払いが完了し、かつ、県内物件に設置が完了するもの
別表第2による事務所関連の運送費	令和8年4月1日から令和9年2月20日までに支払いが完了し、かつ、県内物件に運送が完了するもの